

令和8・9年度庄内町競争入札参加資格審査申請要領

この要領は、庄内町が発注する「建設工事」「測量・建設コンサル」「物品・役務の提供」に係る競争入札の参加資格審査申請の手続きを定めるものです。

1. 受付期間

令和8年1月7日から2月6日まで

2. 登録有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（令和8年度・令和9年度の2か年間）

3. 提出方法

郵送（最終日 令和8年2月6日までの消印有効）

送り先：〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 庄内町役場 総務課管財係

※持参の場合は受け取りのみとし、その場で書類審査は行いません。

持参の場合も宛先を記入し、110円切手を貼った返信用封筒をご準備ください。

4. 申請できない場合

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札参加資格申請はできません。

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）
- ・各種納税証明において未納の金額がある場合（「納期末到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます）

5. 登録の手順

① 様式をダウンロードしてください

- ・手書きの場合はPDF版を印刷してください。

② 「書類チェック表」（1ページ目）に従い、必要な書類を作成・準備してください。

- ・必ず令和8.9年度用の様式で作成してください。前回の様式では申請できません。

- ・確認欄に「」をして書類がそろっていることを確認してください。

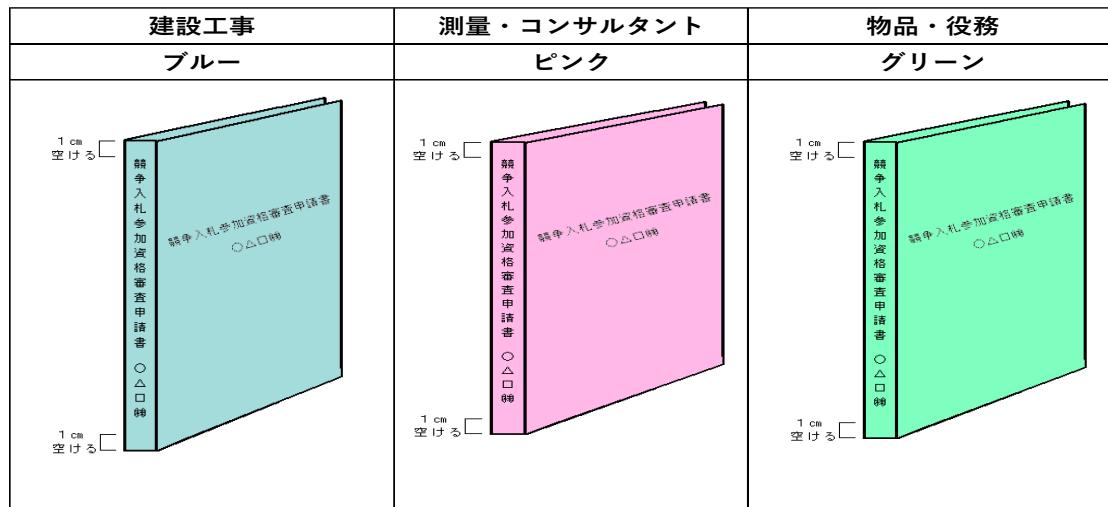
- ・書類作成にあたっての注意点は以下をご覧ください。

対象業種	詳細
全業種	「競争入札参加資格審査申請書」作成の際は記入例の注意事項を必ず確認の上作成してください。
	「使用印鑑届」以外の押印は不要です。
	書類の日付は、作成日としてください。
	「読み取り用紙」は申請書の記入内容が自動反映されますので、そのまま印刷し、紙ファイル表紙にゼムクリップで付けてください。
	返信用封筒は、登録完了の受付書を送り返す際に使用します。持参提出の場合も必ず準備してください。
	複数の業種で登録を希望される場合、各業種でお申し込みが必要です。ただし、返信用封筒は1通でかまいません。
	「競争入札参加資格審査申請書」の「申請代理人」欄は、行政書士に作成を依頼する場合に書類作成者が記載してください。
	納税証明書は、令和7年度のものをご提出ください。「納期末到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。
	証明書等は、申請日において概ね3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

対象	詳細
工事	「競争入札参加資格審査申請書」の登録希望業種は、 <u>登録を希望する業種の分のみ記入してください。許可を持つ全業種分を記入するのではありません。</u>
	「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」の5業種は格付を行います。
	「競争入札参加資格審査申請書」の総合評定値は正確に記入してください。 <u>申請書に記載されている点数が登録されますので、間違いが無いようにご注意ください。</u>
	③登録希望業種の希望業種については、チェック及び区分、総合評定値の記入漏れの無いようご注意ください。
	「町内営業所報告書」は庄内町内に所在する営業所や支店などを委任先として登録する場合に提出してください。該当しない場合は提出不要です。
コンサル	測量一般、地図の調整、航空測量を希望する場合、測量法第55条の登録が必要です。 建築一般を希望する場合、建築士法第23条の登録が必要です。 不動産鑑定を希望する場合、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録が必要です。
物品	「読み取り用紙」を出力後は「取扱内容詳細」に切れている部分がないか確認ください。 <u>読み取り用紙の「取扱内容詳細」に記載されている部分が登録されます。</u>
物品 コンサル	「誓約書」は庄内町内に所在する営業所や支店などを委任先として登録する場合に提出してください。該当しない場合は提出不要です。

③紙ファイルを準備してください

- ・ファイルは業種によって以下の色・体裁としてください。



④書類をチェック表の番号順に紙ファイルに綴じてください

※その際「受付・書類チェック表」「読み取り用紙」「返信用封筒」は綴じずに、ファイル表紙にゼムクリップで付けてください

⑤書類を郵送してください

- ・送り先 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 庄内町役場 総務課管財係
- ・封筒に「競争入札参加申請」と朱書きしてください。

⑥登録が完了すると、登録印が押された「受付・書類チェック表」が返送されます

- ・書類に不足等がなければ登録完了となります。
- ・不足書類等ある場合は連絡いたしますので、追加で送ってください。(最終日令和8年2月6日までの消印有効)
- ・「受付・書類チェック表」は登録の証明となるので大切に保管してください。

6. その他

上下水道に関して、令和8年度より水道事業は庄内広域水道企業団へ引き継ぐため、令和8年度当初の名簿は水道企業団でも使用します。ただし、その後の新規・変更申請は、別途水道企業団にも届出が必要です。

【お問い合わせ】 平日8:30~17:15
山形県庄内町役場 総務課管財係
〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
電話番号 0234-42-0129 (直通)